

Title	NATO・EU協力の新たな課題：棲み分けから協働へ
Sub Title	New challenges for NATO-EU relations : from deconfliction to cooperation
Author	鶴岡, 路人(Tsuruoka, Michito)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2011
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.84, No.1 (2011. 1) ,p.425- 450
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	田中俊郎教授退職記念号
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20110128-0425

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

NATO・EU協力の新たな課題

——棲み分けから協働へ——

鶴岡路 人

はじめに

一 「ベルリン・プラス」における棲み分けの論理

二 時代遅れになった「ベルリン・プラス」——新たな状況と課題——
おわりに

はじめに

NATO（北大西洋条約機構）とEU（欧州連合）との間の関係の困難さは、公然の秘密どころか、コンセンサスになっていると言っても過言ではない。本稿は、危機管理（crisis management）・平和作戦（peace operations）におけるNATO・EU間の作戦上の関係を中心に、NATO・EU協力の経緯と今日の課題を明らかにすることを目的とする。⁽¹⁾

そこで注目すべきは、NATO・EU関係の置かれた状況、及びそれに求められているものの変化である。従来のNATO・EU関係が、あくまでも重複や競合を避けるための「棲み分け」に主眼を置いたものだったとすれば、今日必要とされているのは、真の意味での「協働」だと言える。それは、NATOとEUがそれぞれの活動を変化させる中で発生した要請である。ただし、それはあくまでもあるべき姿であり、以下で論じるように真の協働が現実のものとなっているわけではない。

本論に入る前に確認すべきは、NATO・EU関係のあり方が、現実の政策と研究の両面において、重要な検討対象になった背景である。詳しくは第一節で議論するが、一九九〇年代になるまで、NATO・EU(当時のEEC/EC)関係は、実態としてはほとんど存在していなかった。ソ連陣営の西欧侵攻に備えた集団防衛組織(軍事同盟)であったNATOと、基本的に経済面での地域統合体としてのEUは、別領域で活動しており、互いの活動が交わることはなかった。それは、両者の関係が悪かったからではなく、単に接点がなかったのである。そうした関係に変化が訪れるきっかけとなったのは、一九九〇年代後半から二〇〇〇年代前半にかけての、NATOとEUによる、国際的な危機管理・平和作戦領域への参入である。

一九九〇年代始めまで、同分野では、国際連合による平和維持活動が圧倒的な位置を占めてきた。平和維持活動とは、即ち国連の活動だったのである。しかし、ボスニア紛争の和平に関する一九九五年の Dayton 合意を受けて、まずはNATOが六万人規模の国際部隊 IFOR (Implementation Force) を同国に展開することで、危機管理分野の活動に本格的に参入したほか、二〇〇三年以降、今度はEUが、新たに立ち上げたESDP (欧州安全保障防衛政策²) の枠組みの下、軍事ミッションを含めた活動を開始することになった。その結果、NATOとEUとの間には、活動分野の重なり、すなわち組織的な接点が生まれたのである。よりマクロ的な視点に立てば、国際的な平和作戦に関するアクターの勢力地図が大きく塗り替えられ、国連に代わって、NATOやEUに

代表される地域機構の比重が拡大したということでもある。⁽³⁾ そうである以上、NATO・EU関係の実態が及ぼす国際的影響は大きくならざるを得ない。NATO・EU協力が機能しないとすれば、それは広く国際的損失となるからである。

それは日本にとっても他人事ではない。自衛隊が国際平和協力活動を実施する際にも、派遣先では、NATOやEUの部隊が活動している可能性が大きくなったのである。⁽⁴⁾ NATOとEUがそれぞれ部隊を派遣しているソマリア沖での海賊対処のための作戦はその好例である。NATOとEUが作戦を実施している同じ現場に自衛隊を派遣する際に、それらアクターとどのような調整・協力が可能ないし必要なのか。これは、日本にとっても現実の判断を迫られる重要課題なのである。

同時に、NATO・EU関係とは、独立アクター間の自律的關係ではない点にも留意する必要がある。それは、それぞれの加盟国あつての關係であり、その推移は、欧州国際關係及び米欧關係という独立変数に対して、従属変数だと言える。その第一の理由は、両国際機構の加盟国が大きく重なることである。二八のNATO加盟国、及び二七のEU加盟国のうち、二二が双方に加盟しているのである。NATOの首脳会合とEUの欧州理事会（首脳会合）には、結局、ほとんど同じような顔ぶれが集まる。つまり、NATOとEUを対置させること自体が不自然なのである。この点と関連して第二に、EUがどれほど超国家的統合を進めたとしても、外交・安全保障分野は、基本的に政府間協力の性格が色濃く残っており、EU外交・安全保障政策のマスターが各加盟国である事実に変更はない。超国家的統合をそもそも標榜していないNATOはなおさらのことである。つまり、NATOもEUも、加盟国に依拠した存在なのである。その前提に立てば、NATOとEUが、自律的アクターとして加盟国の意向とは離れて行動し、両者の關係が形成されるとは考えにくいであろう。NATOとEUをどのように使い分けるのか、そしてどのようなNATO・EU關係を構築するののかは、加盟国次第なのである。本稿は、

危機管理に関する作戦面の NATO・EU 関係に焦点をあてることで、NATO・EU 関係の一側面を分析するが、加盟国間政治の従属変数としての側面を忘れては、全体像を見失ってしまう危険がある。

以下、第一節では NATO・EU 間の唯一の恒常的協力枠組みである「ベルリン・プラス」を中心に、NATO と EU の棲み分けの論理を検証し、続く第二節では、文民面での協力と、同じ現場での協力という、「ベルリン・プラス」が考案された当初は想定されていなかった NATO・EU 協力の新たな課題を分析する。

一 「ベルリン・プラス」における棲み分けの論理

EU が C F S P (共通外交安全保障) の枠内で E S D P を立ち上げた最大の狙いは、EU として自律的な軍事作戦を実施できるようにすることだった。E S D P の直接的起源となった一九九八年二月の英仏首脳会談で発表されたサン・マロ宣言は、「EU は、信頼に足る軍事力に裏付けられた自律的な行動 (autonomous action) を実施する能力を有する必要がある⁽⁵⁾」と明示したのである。翌一九九九年二月のヘルシンキ欧州理事会で合意されたヘルシンキ・ヘッドライン・ゴール (H H G) は、EU としてそのための能力構築の目標を定めたものである。そこでは、最大六万名規模の緊急対応能力 (rapid reaction capability) を構築することが謳われたが、この分野において歴史と経験を有さない EU が、当初から独自の軍事作戦を実施できるとは、そもそも考えられていなかった。そこで、軍事分野において経験と能力を有する NATO との協力が、EU の作戦遂行を可能にするための重要な要素とされたのである。そのために考え出されたのが、NATO が NATO として関与しない紛争に EU が関与する場合に、NATO の能力及びアセットを EU が使用できるようにするための「ベルリン・プラス」の枠組みである。そこで主に想定されたのは、特に作戦の計画能力 (planning capabilities) に関して、EU

がNATOの有するアセットを使用することであった。したがってそれは、NATO・EU協力というより、実態としては、「NATOの対EU協力」、ないし「EUのNATOへの依存」だった。それでも、EUにとって、軍事ミッションの実施という新たな領域に踏み込むにあたり、他に現実的な選択肢はなかったのである。⁽⁶⁾

そもそも「ベルリン・プラス」の名称は、一九九六年六月のベルリンでのNATO外相会合で、当時議論されていた欧州安全保障防衛アイデンティティ(ESDI)構築の一環として、NATOによるWEU(西欧同盟)への支援が決定されたことに由来する。その後、WEUの機能がEUに移管され、EUの傘下でESDIに代わりESDPが発足することになったため、NATO・WEU協力はNATO・EU(ESDP)協力に置き換わったのである。⁽⁷⁾ NATO・EU間の新たな協力メカニズム構築の必要性が合意された一九九九年四月のワシントンNATO首脳会合を受けて、NATO・EU間では、本格的な調整・交渉が開始された。その過程では、NATOがEUに対して、どのような能力及びアセットをどのような条件下で使用を認めるかが、大きな争点であった。⁽⁸⁾ それは、単に技術的な問題ではなく、NATOの一体性(cohesion)とESDP(EU)の自律性(autonomy)を巡る、すぐれて政治的な論争だったのである。⁽⁹⁾

「ベルリン・プラス」の合意全文は、非公開の内部文書であり、全体では、情報保護協定を含む計一五程度の個別の文書——NATO側では北大西洋理事会(NAC)決定等——により構成されているようである。⁽¹⁰⁾ 公開されているものの中で、最も具体的にNATO・EU協力について述べているのは、二〇〇二年二月一六日の「ESDPに関するEU・NATO宣言(EU-NATO Declaration on ESDP)」である。そこでは、NATOの能力へのEUのアクセスに関して、「NATOは、(一九九九年四月のNATO)ワシントン首脳会合の関連する決定に沿い、また、二〇〇二年二月三日のNAC決定に規定されるように、中でも特に(inter alia and in particular) NATOの計画能力(planning capabilities)への保証されたアクセス(assured access)をEUに与える」

とで、ESDPを支援する⁽¹¹⁾とされた。奥歯に物が挟まったような表現である。「中でも特に」として「計画能力」が言及され、それに関して「保証されたアクセス」が認められたということは、裏を返せば、それ以外のアセットや能力については、「保証されたアクセス」を認めないとの意味である。計画能力とその他のアセット及び能力を分け、前者にのみに「保証されたアクセス」を付与するとの方針は、一九九九年四月のワシントンNA TO首脳会合以来、NA TO側で堅持されてきたものだった。⁽¹²⁾同宣言でワシントン首脳会合が再び言及されているのも、NA TOのアセット及び能力の区分を再び援用することが目的だった。

この点に関連して、ESDPの性格や位置付け自体を大きく左右するものとして注目すべきは、NA TOによるEUへの支援(計画能力等へのアクセスの付与)、さらには、EUが独自の軍事作戦を実施すること自体への支持には、「NA TOが全体として関与しない場合 (where NATO as a whole is not engaged)⁽¹³⁾」との条件が付されている点である。これをNA TOの視点から解釈すれば、関与の有無をNA TOがまず決定し、NA TOとして行動しない場合に初めてEUに行動の余地が生まれるということであり、事態の対処への先決権 (right of first refusal) はNA TOに属するのである。NA TO側は、一貫してそのような解釈をしてきたが、これは高度に政治的な問題であり、この解釈の受け入れに関してEU側に明示的なコンセンサスはない。実際、一九九九年四月のNA TOワシントン首脳会合で、「NA TOが全体として関与しない場合」との文言が使用された直後、同年六月の独ケルンでの欧州理事会は、紛争予防及び危機管理に関してEUは「NA TOの行動に関わらず (without prejudice to actions by NATO)」活動すると声明したのである。⁽¹⁴⁾この背景の一つには、NA TO・WEU関係の位置付けを巡る問題が存在していた。

一九九〇年代を通じてNA TOとWEUの間には、固有の協力関係 (acquis) が構築されており、前出ワシントン首脳会合は、「NA TOとWEUとの間に存在するメカニズムに基づき」NA TO・EU関係を発展させ

ることを確保すると述べたほどである。⁽¹⁵⁾しかし、EUから見れば、WEUとEUは異なるのであり、また、WEUを主体としてNATOの枠内での「分離可能だが一体のもの (separable but not separate)」としての発展が想定されたESDIと、新たな実働能力の構築を目指したESDPは全くの別物であった。⁽¹⁶⁾そこには、NATO優位のWEUとの協力関係を基礎に考えたいNATOと、ESDPという新たな試みにふさわしいNATOとの新たな関係の構築を目指すEUとの間のせめぎ合いがあったのである。これは、EUとしての独立した司令部機能の構築を巡る問題、すなわち、ESDPの (NATOからの) 自律性を巡る問題に直結するものでもあった。⁽¹⁷⁾

この文脈で、いわゆる先決権が問題になるのは、NATOの計画能力への「保証されたアクセス」が例え存在したとしても、NATOがNATOとして関与する決定をした場合に、同じ場所での類似の作戦に関してEUがNATOの計画能力へのアクセスを主張しても、それが現実的でないことは、現実問題として明らかだからである。つまり、NATOの先決権と、EUによるNATOの能力へのEUによる「保証されたアクセス」は両立しえない場面が容易に想定されたのである。それでも、NATOの能力を借りることに依存せざるを得ない状況下では、そうした対等とは言えない関係も、EUとして受け入れざるを得なかったのであろう。

しかし、NATOの能力及びアセットの支援を得ずにEUが活動を実施する場合には、そうした力関係は無意味となる。二〇〇三年六月からのコンゴでのアルテミス (Artemis) 作戦においてEUは、NATOのアセット及び能力に頼らないとの選択をし、同作戦は、EUが完全に独自に実施する最初の軍事ミッションになったのである。作戦司令部には仏軍の施設が使われた。NATOの不関与の決定を待つてEUが行動した形跡がないどころか、EUの決定前の段階でのNATOとの協議すら実際にはほとんど行われなかった。⁽¹⁸⁾つまり、NATOの先決権は全く考慮されなかったのである。米欧及び欧州内を二分した二〇〇三年三月からのイラク戦争の直後だったとの背景もあるが、EUによるアルテミス作戦の実施を巡っては、米欧間に齟齬が生じることもなかった。

「ベルリン・プラス」の合意に至る過程において、同時に大きな争点だったのは、いわゆる「参加問題 (participation problem)」である。これにはさまざまな側面があるが、主として、EUに加盟していないNATO加盟の欧州諸国、すなわちトルコを、ESDPの活動にどれだけ参画させるかという問題であった。NATO側は、すでにワシントン首脳会合の段階から、EUに対し、「最重要な (of utmost importance)」問題として、「EU非加盟NATO欧州諸国のEU主導危機管理作戦への考え得る最大の参画 (fullest possible involvement)」の保証を求めていた。⁽¹⁹⁾「ベルリン・プラス」が交渉されていた一九九九年から二〇〇二年は、トルコのEU加盟交渉開始問題が大詰めを迎えていた時期とも重なり、トルコ側は、強硬な姿勢を維持したのである。WEUでは、事実上の準加盟国 (Associate Member) として、ほぼ全ての活動に加盟国と基本的に同等に参加してきたトルコにとって、ESDPの発足によりその垣根が高くなり、疎外されることは、到底受け入れられなかったのである。前出二〇〇二年一二月のEU・NATO宣言においては、「考え得る最大の参画」をEUが保証することになったが、この問題は、今日にも尾を引いており、ESDPの危機管理ミッションに関するもののほか、EDA (欧州防衛機関) へのトルコの参加問題等に拡大している。⁽²⁰⁾

なお、二〇〇四年五月以降は、キプロス (及びマルタ) のEU加盟に伴い、もう一つの「参加問題」が発生することになった。キプロスは、NATOの平和のためのパートナーシップ (PfP) に不参加であり、NATOとの間での情報保護協定 (security agreement) も締結していない。そのためトルコは、NATO・EU協議へのキプロスの参加は認められないと主張し、それに対してEU側は、全加盟国に関わる問題は、全加盟国が参加する場では議論できないとの立場をとってきたのである。その結果、NATO・EU間の「公式」協議にキプロスは欠席し、NATO・EU間の共通の議題として、「ベルリン・プラス」に基づく協力案件 (現在は、ボスニア・ヘルツェゴヴィナのアルテア作戦のみ) と、軍事能力構築に関する問題のみが議論されることになった。その

場では、コソヴォやアフガニスタンといった、本来NATOとEUの双方にとって関心のある重要問題が議論されることはないのである。そうした状況を打開するために、「非公式」協議が活用され、それらの議題が討議されているのが実態である。⁽²¹⁾ なお、マルタは一九九五年にP f pに参加したものの翌一九九六年から参加を停止していたが、二〇〇八年四月に復帰し、各種の活動に再び参加している。そのため、「参加問題」はキプロスに固有の問題になっている。

このような背景や問題を有する「ベルリン・プラス」が最初に実践に移されたのは、二〇〇三年三月のEUによるマケドニアでのコンコルディア (Concordia) 作戦である。これは、NATOによるアンバー・フォックス (Amber Fox) 作戦をEUが引き継いだものである。そもそも、「ベルリン・プラス」が二〇〇三年三月に最終合意されたのは、同作戦に間に合わせる必要性があったからとの事情が大きい。⁽²²⁾ コンコルディアは、ESDPの枠組みにおいて実施される最初の軍事ミッションであり、現地においても、NATOの活動の多くをそのまま引き継ぐことになった。NATOの作戦をEUが引き継ぐとの形態は、その後、二〇〇四年一二月のボスニア・ヘルツェゴヴィナにおけるNATO指揮下のSFORから、EU指揮のアルテア (EUFOR Althea) 作戦への移行の際にも見られた。軍事ミッション派遣の経験の浅いEUにとって、NATOの作戦を引き継ぐことは、ハードルの低い安全策だったとの側面もある。

その後の実践の中で、実際に起こったことは、「ベルリン・プラス」を活用したコソヴォとボスニアのようなNATOからEUへの任務の引継ぎと、コンゴでの事例に見られる「ベルリン・プラス」の枠外での、NATOが関与しない場所でのEUの単独の行動であり、いずれも、両機構の棲み分けであった。NATOとEUが直接協働するのではなく、お互い、直接には関わらないことによって競合を避けたのだと言える。その背景には、両機構の任務には重複がそもそも多いという構造的事情がある。EUがESDPの枠内で実施する、いわゆる「ベ

テルスベルグ任務 (Petersberg tasks) (人道・避難、平和維持、平和創造を含む危機管理における戦闘部隊任務) と、NATO における非五条任務 (集団防衛以外の任務) の間に、実質的な大差はないのである。そうであれば、(EU が関与しない) どの問題に NATO が関与し、(NATO が関与しない) どれに EU が関与するのかがという観点で活動を棲み分けることが、当面の現実的な対応と考えられたのであろう。しかし、デ・ホープ・スヘッフェル (Jaap de Hoop Scheffer) 前 NATO 事務総長の言葉を借りれば、それは、協力ではなく相互干渉の排除 (deconfliction) である。⁽²³⁾これが、二〇〇〇年代前半における、NATO・EU「協力」のスタートであった。

ただし、これをもって、NATO・EU協力のレベルが低いと断じることが、必ずしも公平ではないかもしれない。国際機構であっても非政府主体であっても、類似の活動領域を有するアクター間の関係は、協力が円滑に実現するよりも、競争的・対立的になるほうがむしろ自然だと考えられるからである。実際、欧州の安全保障に関わる枠組みに限定しても、NATOと国連、EUと国連、NATOとOSCE (欧州安全保障協力機構) 等間の関係は、いずれも各種の問題を抱えており、理想的な協力関係が構築されているケースなど皆無なのである。⁽²⁴⁾そうした視点に立てば、NATO・EU関係のみが特に失敗例なわけではない。ただし、NATO・EU協力が特に問題であるとすれば、それは、冒頭で指摘したように、国際的な危機管理活動における実働能力を有する主体として NATO と EU のウェイトと影響が大きいことに由来する。

二 時代遅れになった「ベルリン・プラス」——新たな状況と課題——

「ベルリン・プラス」は、NATO・EU間の今なお唯一の正式な協力枠組みであり、また、NATO・EU協力の代名詞として言及されることが多い。そして、「ベルリン・プラス」自体は、成功裏に機能しているとい

うのが大方の評価である。⁽²⁵⁾ただし、「ベルリン・プラス」の使用事例は、マケドニアでのすでに終了した小規模ミッション（約三〇〇名）のコンコルディアと、現在も継続しているボスニア・ヘルツェゴヴィナでのアルテアの二つのみであり、今日、「ベルリン・プラス」が機能していると言えば、それは、基本的にボスニアでの事例を指しているに過ぎない点には留意する必要がある。それどころか、NATO・EU間での「ベルリン・プラス」の使用は、ボスニアが最後になるとの見方が出てきているのが実情である。⁽²⁶⁾二〇〇三年以降、実際にESDPが発展し、ミッション実施の経験が重ねられていく中で、「ベルリン・プラス」において想定されたNATO・EU協力の形態が、通例と言うよりは、例外、さらには過去のものになりつつある。

その理由の第一は、ESDPミッションとして数が増えたのは、軍事ミッションよりも、実際には文民ミッションであったことにある。⁽²⁷⁾「ベルリン・プラス」が想定していたのは、あくまでも軍事面での協力であり、ESDP文民ミッションとの協力は、その範疇に入っていない。⁽²⁸⁾ESDPも、発足当初はEUが軍事ミッションを実施することに主眼があり、それこそが、従来にない新しい要素とされ、軍事的側面が強調されていたのである。ソラーナ（Javier Solana）CFSP上級代表は、「EUは軍事同盟ではなく、安全保障に対するEU/ESDPのより広範なアプローチの付加価値が証明された」として、「危機管理への（EUの）特殊な民軍アプローチ（distinctive civil-military approach）」の価値を強調している。⁽²⁹⁾しかし、これがEUの意図した結果であったかは疑問である。ESDPの下で文民ミッションが増えたのは、能力面の制約から、一部のケースを除いて軍事ミッションの実施が困難であったことの副次的結果とも言えるからである。その軍事ミッションにしても、難易度の低いものを慎重に選択してきた側面が否定できないのである。⁽³⁰⁾ソラーナ自身、「行動した場所では（全て）成功してきた」⁽³¹⁾（二〇〇七年一月）と述べて、「ESDPはリスクに関わるものであり、今後はよりそれをとる用意をしなければならぬ」⁽³²⁾（二〇〇九年七月）とも述べている。後段は、従来のESDPミッションが、（文民ミッシ

ョンを含め) リスクの度合いの低いものであったことを事実上認めた発言と理解することができよう。

「ベルリン・プラス」の適用事例が減少した第二の要因は、NATOの活動をEUが引き継ぐ事例に代わって、アフガニスタンやコソヴォのように、NATOとEUが同じ現場で別の任務・作戦を実施するケースが増えてきたことにある。アフガニスタンにおいては、NATO指揮下で展開するISAF(国際治安支援部隊)と並んで、ESDP警察ミッション(EUPOL Afghanistan)が展開し、また、コソヴォにおいては、NATO指揮下の国際部隊KFORの展開が継続する中、二〇〇八年二月の同国による独立宣言を受け、史上最大規模(約二〇〇名)で警察、司法、税関分野の支援を行う法の支配ミッション(EULEX Kosovo)が、同月以降、展開を開始した。当初から、「NATOが全体として関与しない場合に」、その能力及びアセットの使用をEUに認める、との合意だったことから明らかならず、「ベルリン・プラス」は、同じ現場においてNATOとEUがともに活動することを全く想定していなかったのである。³³⁾ そもそも、「ベルリン・プラス」に体现されたNATO・EU関係の論理は、棲み分けだったのであり、同じ現場で相互が接触することを前提としたものではなかった。

そして第三に、ESDPミッションとして利用可能なNATO以外の計画能力が向上したことが挙げられる。各国において国防予算や各種能力が逼迫する中で、NATOの有するものをEUとしてまた新たに構築することは、無駄な重複(duplication)であるとして、米国を筆頭に強い反発があった。³⁴⁾ 特に、EUとしての独自司令部機能の構築が、米欧間、及びNATO重視派の諸国(英国、オランダ等)とEU(ESDP)重視派の諸国(フランス等)の間で、常に政治的論争の対象だったことは事実である。しかし、EUが各種の軍事能力を向上させる中で、作戦計画や司令部機能のみを除外することは現実には考えられず、そのままでは、ESDPはいままでたつても半人前そのままになってしまう。そのため、当初EU独自の司令部機能構築に反対だった英国も、徐々に姿勢を軟化させたのである。二〇〇七年一月には、EU軍事参謀部(EUMS)の中に、小規模ながら、EU作戦セ

ンター (EU Operations Centre) が発足している。並行して、英仏等の主要国が有する国レベルの計画・司令部機能を、ESDPミッションの作戦司令部として使用する経験も蓄積されてきた。コンゴでのアルテミス作戦では仏司令部が使用され、また、現在行われているEUとして初の海上作戦であるアタランタ作戦 (EUNAVFOR Somalia—Operation ATALANTA) では、英国が作戦司令部を提供している。これは、英国がESDPミッションに司令部を提供した初のケースであり、ESDPへの英国の関与の新たな段階を示すものとして評価されている。ほかに選択肢が全くない場合はともあれ、「自律的な行動」の実施を目標に発足したESDPにとって、可能な限り、他者に依存しない形での作戦実施のあり方を模索することは、対米や対NATOの考慮とは別次元においても、自然なことであろう。

そのような新たな状況下において求められるNATO・EU協力とは、第一に、文民面を含む協力、そして第二に、同じ場所で同時に活動する際の協力である。NATOとEUが効果的な協力を達成するためには、分離による棲み分けでは不十分になり、真の協働が必要とされるようになったのである。そうした中で「ベルリン・プロセス」に対しては、NATO・EU協力の「促進剤 (facilitator) よりはむしろ制約 (straitjacket) となること」が多過ぎるようになった (デ・ホープ・スヘッフェル前NATO事務総長³⁵⁾) との否定的な評価すら与えられるようになってしまったのである。

そこでまずは文民面のNATO・EU協力の可能性である。国際的な平和作戦においては、軍事的側面と同時に文民的側面が重視されることが、近年の大きな潮流になっている。そして、開発援助やガバナンス支援、司法支援等、NATOにはない政策ツールを擁するEUは、包括的な安全保障概念を体现する存在だと論じられる³⁶⁾。もっとも、広範囲にわたる政策ツールを有するEUも、それらを効果的に使いこなしているとは言えず、EU内調整は大きな課題として残されている³⁷⁾。さらに、EUが比較優位を有するとされる文民アセットについても、そ

の展開能力は必ずしも高くはないとの現実がある。そのことは、アフガニスタン等でのミッションが常に要員不足に悩まされている現実からも明らかである。それでも EU が NATO にはない文民面の能力を活用し、NATO とは異なる形での危機管理活動を展開していることは、いずれにしても否定し得ないだろう。³⁸⁾ 他方、NATO は純粋な軍事組織であり、文民面での独自の能力は基本的に有していない。しかし、アフガニスタン ISAF を実施する中で、「開発なくして治安なし、治安なくして開発なし (no security without development, no development without security)」との現実を突き付けられ、アフガニスタン各地に展開した PRT (地方復興支援チーム) による復興・開発支援活動の実施など、軍事面と民生面の連携・協力強化の方策を模索するようになった。二〇〇六年一月のリガでの NATO 首脳会合において、「包括的アプローチ (comprehensive approach)」の用語が NATO に導入されたのは、そうした文脈でのことである。⁴⁰⁾

こうした状況を受けて提起されるのが、「逆ベルリン・プラス (Berlin Plus in Reverse)」や「ベルリン・プラス・プラス (Berlin Plus-Plus)」、「文民ベルリン・プラス (Civilian Berlin Plus)」と呼ばれる構想である。いずれも文民面での NATO・EU 協力のための考え方である。文民能力・アセットについては NATO より EU が多く擁することから、EU の文民能力・アセットを NATO が使用することを認める枠組みとして想定されることが多い。しかし、これについては特に EU 側で消極的見方が強いのが現実である。その背景にあるのは、EU の文民能力・アセットが、NATO (とりわけ米国) のツールとして使われるようになることへの反発・警戒心である。おそらく問題は、「ベルリン・プラス」の類推で、どちらかの機構の能力・アセットへのアクセスを、もう一方に認めるとの発想をすることにあるのではないか。求められているのは、文民面を含む NATO と EU との間の協力——実際には、NATO の軍事面での活動と、EU による文民面の活動の間の協力——の仕組みを構築することであり、どちらかが他方のものを借用するとの、いわば垂直的観点に立つ必要はない。

この点は、同じ場所で同時に活動する際のNATO・EU協力という、第二の要請とも直結する。文民面での相互協力が求められるのは、通常は、アフガニスタンやソマリアのような、NATOとEUが同じ場所で互いに異なる活動を行うケースだと考えられるからである。

例えばアフガニスタンにおいては、NATOがISAFを指揮し、全国を五分した（首都及び東西南北）地域司令部が置かれ、各司令部隷下の部隊が配備されているほか、各地にPRTが展開している。EUによる警察支援のEUPOLは、カブールに本部を置くほか、地方の要員は、多くの場合、各地のPRTに所属ないし滞在しているのである。その背景には、EUPOLの展開前から、一部諸国は自国PRTで独自の警察支援活動を行っており、その要員は、EUPOLへの参加に伴い、EUPOLの帽子に被り替えただけというケースが多かったとの事情がある。しかし、そこで持ち上がったのは、ISAF指揮下のPRTに所属・滞在するESDPミッションの要員（警察関係者≠非軍人⁴¹）の安全や情報交換等を、NATOとの間のどのようなアレンジで確保するかという問題だった。EUPOLがNATOとの間で全般的な協定を締結するのが最も簡潔な方法だが、「ベルリン・プラス」以外のNATO・EU間の公式の枠組みを認めていないトルコの反対により、それは不可能だった。そこでEUPOLは、EUPOL要員が所属・滞在予定の各PRT主導国との間で、個別に合意を締結する⁴²という、複雑な方法がとられることになった。

実際には、例えばドイツの警察関係者がドイツ主導のPRTに滞在しているなど、多くのケースにおいて、PRTに滞在するのは、当該PRT主導国の警察関係者であり、日々の安全確保上の問題は全くなかった。しかし、出身国と滞在先PRT主導国が異なるケースがあったほか、EUPOL・PRT間の正規の手続きを経ない限り、EUPOLの一員としては正式に認められないため、要員はすでに現地にしたものの、EUPOLとしての展開には時間がかかるという事態が発生した。非EUのEUPOL参加国・PRT主導国にとっては、とりわけ煩雑

な手続きであった。さらに、トルコ及び米国主導の PRT は、現在 (二〇一〇年八月の本稿執筆時点) までのところ、EUPOL との合意締結に至っておらず、それら PRT の所在地域は、EUPOL の活動地域に入っていない。

アフガニスタンでの警察支援に関しては、ISAF が、国軍に加えて警察を含めた訓練ミッション (NTM-A) を開始したことにより、NATO・EU 間の調整に新たな側面が加わっている。ISAF が、現場の警察官への短期訓練を主に行い、EUPOL はアフガン警察の教官の訓練や警察改革を実施するとの実際上の役割分担が成立しているが、さらなる調整の行方に関しては不確定要素も少なくない。⁽⁴³⁾

なお、コソヴォに関しては、アフガニスタンでの教訓を踏まえた対応がとられようとしている。しかし、NATO (KFOR) と EU (EULEX) との間で正式な合意ができない政治的状况に変化はなく、要員の安全確保や情報交換といった重要な部分の措置が、アド・ホック且つ非公式なものにならざるを得ないという構造的問題は続いている。⁽⁴⁴⁾

この点とも関連して注目されるのは、今後、CSDP の枠組みにおいて、本格的な民軍合同 (統合) ミッションの実施が実現されるかという点である。⁽⁴⁵⁾ 従来は、軍事ミッションか文民ミッションのいずれかであり、EU (理事会事務局) 内の担当部署や指揮命令系統も異なっていた。さらに、それぞれを担当する部署・系統間の連携も、効果的とは言いがたい状況であった。⁽⁴⁶⁾ EU が大規模な民軍合同ミッションを展開できるようにするまで、NATO の軍事ミッションと隣り合わせで、EU のミッションが展開することは、今後とも想定される。

他方、アフガニスタンに関してもそれ以外の例でも、現場での必要最低限の NATO・EU 協力は、今日でも行われている。つまり、協定の締結に代表されるように、本部 (ブリュッセル) レベルでの公式な対応が必要とされる部分は「ベルリン・プラス」以上には何も進まないが、現地での実務的協力は、司令官以下、現地に派遣

された要員の努力により、ある程度実現しているのである。⁽⁴⁷⁾ 前節で触れたNATO・EU間の「非公式」協議の活用にも見られるように、次善の策としての「非公式」な措置の多用が、NATO・EU関係の大きな特色になっていると言える。これに対しては、実際の協力が実現できているのであれば、それで問題はないとの見方も可能かもしれない。しかし、NATO・EU間で調整・協力を擁する案件が発生するたびにアド・ホック且つ非公式な、ある意味迂回ルートの措置を選択する方法は、迅速性及び予測可能性の点で問題がある。さらに、関係者からは、そうした措置の実施を任される現場の負担が過大になるほか、士気にも影響するなどの問題点が指摘されている。

「ベルリン・プラス」合意後の時期を振り返った場合、NATO側が、EUとの協力の強化を積極的に模索し続けてきたのに対し、常に消極的な姿勢をとってきたのはEUだったと言える。⁽⁴⁸⁾ EU側の消極姿勢の根底にあったのは、「生まれたばかりのよちよち歩きのESDPが、経験豊富な巨人のNATOと付き合えば、飲み込まれてしまう」との懸念だったとも言えるのではないか。対米関係に特化して言えば、ESDPへの米国の影響力が過大になることへの警戒だった。いずれも、もっともな懸念であり、幼稚産業保護のような意味合いがあったのである。NATO側は当初、従来NATOが独占していた軍事領域にEUが新規参入することを警戒したわけだが、同時に、EUの目に映るNATOは、本来純粋に軍事組織だったにもかかわらず、文民分野での活動にまで手を伸ばし、EUが比較優位を有する領域を侵食しつつある存在であった。若干刺激的な言葉を使えば、「相互パラノイア」⁽⁴⁹⁾のようなものである。実際、活動領域が重なれば重なるほど、NATOとEUは、パートナーになれる潜在性があっても、現実にはライバルになりがちであるとの構造的問題が存在している。⁽⁵⁰⁾

それでも、EU側もソラーナCFSP上級代表を含め、次第に、NATOとの協力枠組みが「ベルリン・プラス」のみでは不十分であることは認めるようになった。ソラーナは、技術的措置を必要に応じて構築するための、⁽⁵¹⁾

「より柔軟な枠組み (a more flexible framework)⁽⁵²⁾」が必要であると述べている。「ベルリン・プラス」の協定形式をモデルに文民面を含む新たな協定を結ぶことは、トルコに関わる問題ゆえ、当面は現実的ではないだろう。だからこそ、「柔軟な枠組み」が言及されるわけだが、それをアド・ホック且つ非公式と解釈するのであれば、現状と実態は変わらないのかもしれない。

おわりに

二〇〇二年一二月から翌年三月に合意された「ベルリン・プラス」によって本格的に始まった NATO・EU 関係は、当初、棲み分けの論理に基づくものであったが、次第に、より直接的な協働が求められるようになった。しかし、それは、NATO・EU 関係への要請や期待にとどまっている部分が多く、今日の NATO・EU 協力が、その潜在力を活かし切っているとは全く言えない状況にある。このことは、国際社会全体にとっての損失でもある。そこで、「ベルリン・プラス」以上に進めない公式の NATO・EU 関係を補っているのは、非公式な措置の活用である。しかし、非公式な措置が多用されること自体、NATO・EU 関係が袋小路に陥っていることの証であることは否定できない。

そのため、NATO・EU 協力強化の行方に関しては、従来、懐疑的な見方が多かった。現実には多くの問題を抱えている以上、楽観的になりようになかったのは事実であるが、近年、NATO・EU 関係を取り巻く大枠の条件に大きな変化が生じている。冒頭で述べたように、NATO・EU 関係は、欧州国際政治及び米欧関係の従属変数としての側面を有している。その独立変数の側に、新たに、フランスの NATO 統合軍事機構復帰と、CSDP に対する米国の明確な支持姿勢の表明という要素が加わった。フランスの NATO 統合軍事機構復帰の N

A T O内でのインパクトは限定的と見られているが、仏・N A T O関係が正常化されることで、C S D Pに関するフランスのイニシアティブが、N A T Oの活動（特に役割拡大）を阻害する隠れた目的を持ったものではないかとの、従来各国が抱かざるを得なかった疑念を払拭する政治的效果は期待できる。同時に、米国がC S D Pへの支持を明確にしたことも、C S D Pを巡る「大西洋派」と「欧州派」の対立を和らげる効果を有すること
が期待される。これに関連しては、安全保障面での米・E U関係も重要になる。コソヴォのE U L E Xには、史上初めて米国の文民（警察）要員、約八〇名が参加している。⁽⁵⁴⁾ 米・C S D P協力の強化は、N A T O・E U関係にも好影響を及ぼす可能性がある。

もちろん、これらによって、現存するN A T O・E U関係の問題が全て解決されるわけではない。それでも、行動主体としてのN A T OとE Uの関係が袋小路に陥ってしまっている以上、それを救い出すことができるのは、異なるレベルでの力であり、それは、加盟国、とりわけ首脳レベルの政治的リーダーシップということになろう。

さらに、二〇〇九年に、N A T O事務総長とE UのC F S P上級代表が相次いで交代したことも、N A T O・E U協力の新たな展開をもたらす可能性がある。N A T Oのデ・ホープ・スケツフェル前事務総長と、元N A T O事務総長でもあるソラーナ前C F S P上級代表は、個人的な関係が必ずしも良好でなかったと言われ、N A T O・E U協力推進の障害になっていたとも見られていた。同時にE Uでは、新たな基本条約であるリスボン条約が二〇〇九年一二月に発効し、従来のC F S P上級代表に代わり、外交安全保障政策上級代表のポストが創設され、英国出身のアシュトン（Catherine Ashton）前欧州委員が着任した。同年夏に着任したラスムセン（Anders Fogh Rasmussen）N A T O事務総長は、前任者に引き続き、E Uとの協力強化を最優先課題の一つに据えており、⁽⁵⁴⁾ 新たなモメンタムが期待されている。

最後に、本稿で分析した NATO・EU 関係の状況を前提にした場合、日本にとっても考えなければならぬことが少なくない。NATO・EU 関係の問題自体は、それらの加盟国のみが解決できることであり、域外国である日本にとっては、基本的に与件でしかあり得ない。しかし、日本の外交・安全保障政策、特に国際平和協力や平和構築といった分野において、NATO も EU も、日本にとって貴重なパートナーである。そうした際に、派遣先の現場において、NATO や EU とどのような協力が可能になるかは、NATO・EU 協力の状況にも左右されるのである。さらに、現時点での NATO 及び EU との作戦上の接点としては、ソマリア沖での海賊対処が好例となっているが、今後は、文民ミッションにおける接点も出てくる可能性がある。実際、二〇一〇年四月の日・EU 定期首脳協議において日本は、CSDP 文民ミッションに対して、初めて文民要員による貢献を行うことへの関心を表明している。⁵⁵⁾それが実現の際、同 CSDP ミッションと NATO が同一地域に展開している場合には、要員の安全確保面を含め、NATO・EU 協力のあり方が、日本にとっても直接の関心事となる。今後とも NATO・EU 関係への注目が必要な所以である。

(1) 平和維持、紛争予防、紛争解決、安定化復興支援を目的とした国外への軍隊派遣による活動に関しては、平和維持活動 (PKO)、平和支援活動 (PSO)、危機管理活動など、機構や各国により、呼称が異なる。本稿では、煩雑さを避けるため、そうした活動全般を指す際は、基本的に平和作戦との用語を用いる。なお、EU においては、危機管理 (crisis management) の用語が一般的であり、軍事面でも文民面でも使用される。NATO においては、北大西洋条約第五条に規定された集団防衛任務以外として非五条任務との用語が使われることはあるが、この種の活動に特定の呼称を使う慣習は必ずしもなく、通常、大規模なものを作戦 (operation)、より小規模なものを任務 (mission) と呼んでいる。

(2) 二〇〇九年十二月のリスボン条約発効により、ESDP は CSDP (共通安全保障防衛政策) と改称された。本

- 稿では、リスボン条約発効以前の具体的事項に言及する際にはESDPの用語を用い、同条約発効後の今日を含めた一般的用法においては、CSDDPを使用する。
- (3) このフレームワークについては、例えば、Center on International Cooperation, *Annual Review of Global Peace Operations 2009* (Boulder: Lynne Rienner Publishers, 2009) を参照。
- (4) この点については、例えば、鶴岡路入「日欧安全保障協力——NATOとEUをどのように「使う」か」『防衛研究所紀要』(防衛省防衛研究所) 第三三巻第一号(二〇一〇年一〇月)を参照。
- (5) “Joint Declaration Issued at the British-French Summit,” Saint-Malo, France, 3-4 December 1998, para. 2.
- (6) 例えば、Paul Cornish, “NATO: The Practice and Politics of Transformation,” *International Affairs*, Vol. 80, No. 1 (January 2004)。
- (7) その過程で、ESDIからESDPへの発展に伴い、新たな要素が加わったため、「プラス」と称されるようになった。
- (8) 交渉の経緯については、Martin Reichard, *The EU-NATO Relationship: A Legal and Political Perspective* (Aldershot: Ashgate, 2006), pp. 275-288 を詳しう。
- (9) 「メルリン・プラス」合意に至るまでの論点については、多数の文献があるが、例えば、Robert Hunter, *The European Security and Defense Policy: NATO's Companion—or Competitor?* (Santa Monica: RAND, 2002); Jolyon Howorth, *Security and Defense Policy in the European Union* (Basingstoke: Palgrave, 2007) 等を参照。
- (10) 例えば、David Yost, *NATO and International Organizations*, Forum Paper 3 (Rome: NATO Defense College, September 2007), pp. 77-78; Reichard, *The EU-NATO Relationship*, p. 274, を参照。
- (11) “EU-NATO Declaration on ESDP,” Press Release (2002)142, NATO HQ, Brussels, 16 December 2002.
- (12) “An Alliance for the 21st Century,” Washington Summit Communiqué issued by the Heads of State and Government participating in the meeting of the North Atlantic Council in Washington, D.C., 24 April 1999, para. 10.

- (13) 例えは、"An Alliance for the 21st Century," paras. 9 and 10; "EU-NATO Declaration on ESDP".
- (14) "European Council Declaration on Strengthening the Common European Policy on Security and Defence," Annex III of the "Presidency Conclusions," Cologne European Council, 3-4 June 1999, para. 1.
- (15) "An Alliance for the 21st Century," para. 9.
- (16) 例えは、Howorth, *Security and Defence Policy in the European Union*, pp. 136-165 を参照。
- (17) 例えは、Terry Terriff, "The CJTF Concept and the Limits of European Autonomy," in Jolyon Howorth and John Keeler (eds.), *Defending Europe: The EU, NATO and the Quest for European Autonomy* (Basingstoke: Palgrave, 2003); 広瀬佳一「NATO軍事機構の『欧州化』と米欧関係」『国際安全保障』第三四巻第三号(二〇〇六年十二月)を参照。
- (18) Reichard, *The EU-NATO Relationship*, pp. 266-268; 鶴岡路人「国際政治におけるパワーとしてのEU——欧州安全保障戦略と米欧関係」『国際政治』第一四二号(二〇〇五年八月)一三八頁。
- (19) "An Alliance for the 21st Century," para. 9.
- (20) NATO側の視点は、"Speech by NATO Secretary General Jaap de Hoop Scheffer," at the High-Level Seminar on Relations between the European Union and NATO, Paris, 7 July 2008. ヘルロの主張を簡潔に述べたのは、Ahmet Davutoglu, "Bridging an Unnecessary Divide: NATO and the EU," *EU/ISS Newsletter*, No. 30 (October 2009)。
- (21) 閣僚(外相)レベルの非公式会合は、「transatlantic lunch」や「transatlantic dinner」として開催されることが多い。初回は、国連総会の機会を利用して二〇〇五年九月に開催された。大使級でも、正式なNAC(NATO北大西洋理事会)・POC(EU政治安全保障委員会)会合のほかは、(同メンバーで)非公式会合が必要に応じて開かれる。詳しくは、Yost, *NATO and International Organizations*, pp. 96-98。
- (22) "Discour de Javier Solana, Haut Représentant pour la Politique étrangère et de Sécurité commune (PESC), à la session d'ouverture du séminaire relatif à la relation UE-OTAN," Paris, 7 juillet 2008 の中では、"ベルリン・プラス"はマケドニアでの作戦のために作られたものだったと当時を回顧している。

- (23) “Keynote Speech,” by NATO Secretary General, Jaap de Hoop Scheffer, Berlin, 29 January 2007.
- (24) 原不洋一 Yost, *NATO and International Organizations*, Lawrence Kaplan, *NATO and the UN: A Peculiar Relationship* (Columbia: University of Missouri Press, 2010); Michael Harsch and Johannes Varwick, “NATO and the UN,” *Survival*, Vol. 51, No. 2 (April–May 2009); Thierry Tardy, “The European Union and the United Nations: Global versus Regional Multilateralism,” *Studia Diplomatica: The Brussels Journal of International Relations*, Vol. 60, No. 1 (2007); Thierry Tardy, “Building Partnerships in Peace Operations: The Limits of the Global/Regional Approach,” *GCSP Policy Paper*, No. 1 (Geneva Centre for Security Policy, May 2010); Hanna Ojanen, “The EU’s Responsibility for Global Security and Defence,” in Hartmut Mayer and Henri Vogt (eds.), *A Responsible Europe? Ethical Foundations of EU External Affairs* (Basingstoke: Palgrave, 2006) を参照。
- (25) 原不洋一 Yost, “Address by Javier Solana, EU High Representative for the Common Foreign and Security Policy,” at the European Security and Defence Policy Conference, Berlin, 29 January 2007, p. 3。
- (26) Yost, *NATO and International Organizations*, p. 89; Michael Williams and Alastair Cameron, “NATO’s Strategic and Operational Challenges: A RUSI Transatlantic and European Security Programme Study,” *Occasional Paper* (London: Royal United Services Institute, 2008), p. 5.
- (27) この点については、例えば、鶴岡路人「EU外交の中の欧州安全保障防衛政策——付加価値の再検討とEU内調整の課題」田中俊郎・小久保康之・鶴岡路人編「EUの国際政治——域内政治秩序と対外関係の動態」(慶應義塾大学出版会、二〇〇七年)の二二九—二四一頁を参照。また、ESDP文民ミッションの評価については、例えば、Michael Meringer, *European Union Peacebuilding and Policing: Governance and the European Security and Defence Policy* (Abingdon: Routledge, 2006); Christopher Chivvis, *EU Civilian Crisis Management: The Record So Far* (Santa Monica: RAND, 2010) を参照。
- (28) (公開されている文書に関する限り) 文民分野の協力が明示的に否定されているわけではないが、NATOの軍事計画能力をESDP文民ミッションが使用することは、現実問題として想定され得ない。また、「ベルリン・プロセス」の交渉過程において、ESDP文民ミッションについて検討された形跡もない。

- (62) 高田正一 “Remarks by Javier Solana, EU High Representative for the Common Foreign and Security Policy,” at a Conference “ESDP@10: What Lessons for the Future,” organised by the Swedish Presidency, the EU Institute for Security Studies and in collaboration with the Swedish Institute of International Affairs, Brussels, 28 July 2009, p. 3 以下。二〇〇三年十一月に採択された欧州安全保障戦略 (European Security Strategy) の序言部分、民軍両方の能力が関わる作戦におけるEUは独自の価値 (particular value) を作り出すべきであると述べられている。鶴岡「国際政治におけるEUの役割」一三三頁。
- (63) Bastian Giegerich, *European Military Crisis Management: Connecting Ambition and Reality*, Adelphi Paper 397 (Abingdon: Routledge for IISS, 2008), pp. 25-27.
- (64) “Address by Javier Solana,” Berlin, 29 January 2007, p. 2.
- (65) “Remarks by Javier Solana,” Brussels, 28 July 2009, p. 4, 1の項を参照。 “Ditchley Foundation Lecture by Javier Solana, EU High Representative for the CFSP: Europe’s Global Role—What Next Steps?” London, 11 July 2009 を参照。
- (66) 1の項を参照。 Leo Michel, “NATO-EU Cooperation in Operations,” *Research Paper*, No. 31 (Rome: Academic Research Branch, NATO Defence College, February 2007), pp. 2-3 を参照。
- (67) Hunter, *The European Security and Defense Policy*, ch. 6.
- (68) “Speech by NATO Secretary General Jaap de Hoop Scheffer,” Paris, 7 July 2008.
- (69) 1の項や鶴岡「EUの役割」Sven Biscop, *The European Security Strategy: A Global Agenda for Positive Power* (Aldershot: Ashgate, 2005) を参照。
- (70) 1の項を参照。鶴岡「EU外交の中の欧州安全保障防衛政策」を参照。
- (71) Daniel Korski and Richard Gowan, *Can the EU Rebuild Failing States? A Review of Europe’s Civilian Capabilities* (London: European Council on Foreign Relations, 2009); Chivvis, *EU Civilian Crisis Management*, pp. 43-46.
- (72) 1の項に關する検討については、高田正一、Giovanna Bono, “EU Approaches to Conflict Management: A Dis-

- tinutive' Contribution?" in Paolo Foradori, Paolo Rosa and Riccardo Scartezzini (eds.), *Managing Multilevel Foreign Policy: The EU in International Affairs* (Lanham: Lexington Books, 2007) を参照。
- (40) 鶴岡路人「NATO変革の現段階——新たな役割と新たなパートナーシップ」『外交フォーラム』(二〇〇七年四月号)、『五二—五五頁』を参照。
- (41) 厳密には、各PRTの文民要員からのAFUの指揮下におけることの整理が必要であろう。
- (42) Luis Peral, "The EU Police Mission in Afghanistan (EUPOL Afghanistan)," in Giovanni Grevi, Damien Helly and Daniel Keohane (eds.), *European Security and Defence Policy: The First Ten Years (1999-2009)* (Paris: European Union Institute for Security Studies, April 2009), p. 31.
- (43) "CSDP and EU Mission Updates—May 2010," *European Security Review*, No. 49 (May 2010), pp. 15-16.
- (44) Chivvis, *EU Civilian Crisis Management*, pp. 41-42.
- (45) Stephanie Blair, "Towards Integration? Unifying Military and Civilian ESDP Missions," *European Security Review*, No. 44 (May 2009), pp. 6-7.
- (46) Korski and Gowan, *Can the EU Rebuild Failing States?* pp. 55-60.
- (47) 原英之「Mihai Carp, "NATO Policy and Perspectives on Reconstruction Operations and NATO-EU Cooperation," in Jean Dufourcq and David Yost (eds.), *NATO-EU Cooperation in Post-Conflict Reconstruction*, NDC Occasional Paper 15 (Rome: NATO Defence College, 2006), p. 40; Chivvis, *EU Civilian Crisis Management*, pp. 41-42, 47-48。
- (48) この点については、鶴岡路人「新たな役割——模索するNATO」日本国際問題研究所報告書「岐路に立つNATO——米欧同盟の国際政治」(日本国際問題研究所、二〇一〇年三月)、『一二二頁』を参照。
- (49) Yost, *NATO and International Organizations*, p. 87.
- (50) 原英之「Paul Cornish, "EU and NATO: Co-operation or Competition?" Briefing Paper, Directorate-Gen-

eral for External Policies of the Union, Directorate B, Policy Department, EP-ExPol-B-2006-14, PE348.586, October 2006, p. 9.

- (51) “Discour de Javier Solana,” Paris, 7 juillet 2008, p. 2.
- (52) “Remarks by Javier Solana,” Brussels, 28 July 2009, p. 3.
- (53) なお、EU-EEAには、トルコも六〇名規模の要員を参加を要する。
- (54) 例へば、“Monthly Press Conference by NATO Secretary General Anders Fogh Rasmussen,” NATO HQ, Brussels, 2 September 2009.
- (55) 「第一九回日・EU定期首脳協議共同プレス声明」(東京、二〇一〇年四月二十八日)、第九パラ。